

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

簡易専用水道の検査手数料については、平成 26 年度以後、消費税及び地方消費税が課税されるものとして取り扱ってきたが、この度、消費税及び地方消費税が課税されないものであることが判明したため、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

簡易専用水道の検査手数料について、消費税及び地方消費税相当額を加えることとする旨の規定を削る。（第 30 条の 2 関係）

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第30号

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月26日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例

岩見沢市水道事業給水条例（昭和31年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第30条の2第2項各号中「に消費税相当額を加えた額」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。